

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 添付書類一覧^{1/2}

【訪問型サービス・通所型サービス 共通】

提出書類

「(別紙50)介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」
 「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」

【訪問型サービス】

介護給付費算定に係る体制等の種類	国基準	市基準(一体)	提出書類等	備考
LIFEへの登録	○	○		※添付書類は不要 ※算定にあつては厚労省通知「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令環6年3月15日)を確認すること
割引	○	○	①(別紙51)介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について	※事前にご相談ください
高齢者虐待防止措置実施の有無	○	○	虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の定期開催、指針の整備、年1回以上の研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合、減算対象	※添付書類は不要
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)	○	○		※添付書類は不要
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))	○	○		※添付書類は不要
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)	○	○	①(別紙10)訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書	
特別地域加算	○	○		※添付書類は不要
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	○	○		※添付書類は不要
中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	○	○		※添付書類は不要
口腔連携強化加算	○	○	①(別紙11)口腔連携強化加算に関する届出書 ②連携する歯科医療機関との契約書等(協定を含む)の写し	※算定に当たっては、厚生労働省通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」(令和6年3月15日)をよく確認すること
介護職員処遇改善加算	I II III IV V	○	①介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 ※2024年4月～5月は介護職員処遇改善加算I～III、介護職員等特定処遇改善加算I～II、介護職員等ベースアップ等支援加算の算定 ※2024年6月以降の新加算Vの注意事項：介護保険最新情報Vol.1215の3(1)介護職員等処遇改善加算(新加算)の要件参照	①必要書類については、市のホームページ参照 トップページ>医療・福祉>介護保険>事業者の方へ>地域密着型サービス>介護職員等処遇改善加算について(地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業)

市基準のうち、該当するサービスは一体型のみ

【通所型サービス】

介護給付費算定に係る体制等の種類	国基準	市基準(一体)	提出書類	備考
LIFEへの登録	○	○		※添付書類は不要 ※算定にあつては厚労省通知「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令環6年3月15日)を確認すること
割引	○	○	①(別紙51)介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について	※事前にご相談ください

介護給付費算定に係る体制等の種類	国基準	市基準（一体）	提出書類	備考
職員の欠員による減算の状況	○	○※	①(標準様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ② 資格者証及び研修修了証の写し	①【更新】「申請月」を提出【新規】「算定開始月」を提出 ②減算を解消する場合、該当者分を添付すること※緩和した基準による通所型サービス（単独型）も対象
高齢者虐待防止措置実施の有無	○	○	虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の定期開催、指針の整備、年1回以上の研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合、減算対象	※添付書類は不要
業務継続計画策定の有無	○	○	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、減算対象 ※ 2025年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない	※添付書類は不要
若年性認知症利用者受入加算	○	○		※添付書類は不要
生活機能向上グループ活動加算	○	○		※添付書類は不要
栄養アセスメント・栄養改善体制	○	○	①（標準様式1）従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ② 管理栄養士の資格証 ③外部との連携により管理栄養士を配置する場合には、外部と連携していることがわかる契約書等（協定を含む）の写し	
口腔機能向上加算	○	○	①（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②言語聴覚士、歯科衛生士または看護師のいずれかの資格者証の写し	①【更新】「申請月」を提出【新規】「算定開始月」を提出 ※介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合は算定不可 ※算定に当たっては、厚生労働省通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（令和6年3月15日）をよく確認すること
一体的サービス提供加算	○	○		※添付書類は不要 運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することが算定要件
サービス提供体制強化加算	I	○	①（別紙14-7）サービス提供体制強化加算に関する届出書 ②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ③（別紙7-2）有資格者等の割合の参考計算書	②【更新】「申請月」を提出【新規・変更】「算定開始月」を提出
	II			
	III			
生活機能向上連携加算	I	○	① 医療提供施設と連携していることがわかる契約書又は協定書の写し ② その他、通所介護又は地域密着型通所介護の「生活機能向上連携加算」にて提出した添付資料があれば、その写し	生活機能向上連携加算（I）及び（II）を同時に算定することはできません。
	II			
科学的介護推進体制加算	○	○		※添付書類は不要
介護職員処遇改善加算	I	○	①介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 ※2024年4月～5月は介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ～Ⅱ、介護職員等ベースアップ等支援加算の算定 ※2024年6月以降の新加算Ⅴの注意事項：介護保険最新情報Vol.1215の3（1）介護職員等処遇改善加算（新加算）の要件参照	①必要書類については、市のホームページ参照。 トップページ＞医療・福祉＞介護保険＞事業者の方へ＞地域密着型サービス＞介護職員等処遇改善加算について（地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業）
	II			
	III			
	IV			
	V			